

大町市学校給食用食材納入業者登録要領

1 登録基準

大町市立学校の給食用食材納入業者として登録ができる業者（個人を含む）は、次のいずれの基準も満たす者となります。

- (1) 給食用食材の安全、質、価格、規格等について、学校給食の趣旨を理解し、仕入れ、製造及び加工能力が相当で、かつ、指定する日時までに納入できること。
- (2) 給食用食材の取扱いについて、衛生上に特に留意するとともに、製造加工業にあつては、材料倉庫、製品置き場、冷蔵設備、包装輸送その他衛生上の必要な施設を完備し、適切な管理がされており、食品に関する法令等が遵守されていること。
- (3) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (4) 事業経歴及び経営状態が良好であり、納税義務が履行されていること。

2 登録の申請

食材の納入業者として登録を受けようとするときは、次の書類を大町市教育委員会に提出してください。

	提出書類	備考
1	学校給食用食材納入業者登録申請書	様式第1号
2	食品営業許可証（写）	食品衛生法に基づく許可を要する事業所の場合
	営業届出書（写）（保健所の収受印が押されたもの）	・食品衛生法に基づく届出を要する事業所の場合 ・食品衛生申請等システムでオンライン手続きをした場合は、申請が完了したことがわかる箇所を印刷
3	納税証明書	登録を受けようとする者が所在する市町村が発行する納税証明書（申請日から3か月以内の発行のものに限る。）

3 申請期間

令和8年1月13日（火）～令和8年3月6日（金）

※その後も随時申請を受け付けておりますが、食材の発注等の都合上、なるべく早めの申請をお願いします。

4 登録する期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

※4月1日以降に申請を受け付けた場合も、登録の終了期限は、上記と同じになります。

5 登録の決定

申請書類の審査後、学校給食用食材納入業者登録決定通知書（様式第3号）を通知します。

6 登録の変更・休止・廃止

学校給食用食材納入業者として登録された後、登録の内容を変更する場合や、営業を休止・廃止する場合は、学校給食用食材納入業者登録事項変更・休止・廃止届（様式第4号）を提出する必要がありますので、大町市教育委員会にご連絡をお願いします。

7 登録の停止又は取消し

学校給食用食材納入業者として登録された後、登録者が1に規定する登録基準を満たさないときや、その他登録者として不相当と認めるときは、登録を停止し、又は取り消すことがあります。

8 食材の発注と納品について

食材は、各学校から直接発注します。

ただし、一部の食品（大量に消費する油等）で、教育委員会でまとめて発注するものもあります。

納品は、各学校の指定する方法をお願いします。

9 請求と支払いについて

納品書及び請求書は、各学校へお届けください。各学校から請求書が教育委員会に送付され、その後教育委員会から業者様の指定口座にお支払いいたします。

大町市の指定の請求書を使用することが可能な業者様については、大町市指定の請求書をお渡ししますので、そちらをご使用ください。業者様指定の請求書も使用できます。

10 問い合わせ先、書類提出先

〒398-8601

大町市大町3887番地

大町市教育委員会学校教育課庶務係

電話 0261-22-0420（内線）614